ロ　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した中小連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各中小連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

法第六十八条の十の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき法第六十八条の十の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合又は法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき法第六十八条の十の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同条第二項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）

法第六十八条の十の二第十一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　中小連結親法人又はその中小連結子法人で当該供用年度においてエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき法第六十八条の十の二第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十の二第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

法第六十八条の十の二第十二項に規定する政令で定める金額は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八条の十の二第五項の規定により当該承認の取消しのあつた日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。

法第六十八条の十の二第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ	掲げる金額に	掲げる金額（租税特別措置法第六十八条の十の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に
第八十一条の二十二第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十一条の三十一第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の十の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

第三十九条の四十五第一項中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に、「第六十八条の十五第一項の」を「第六十八条の十五の三第一項の」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第一項の」を「第六十八条の十五の三第一項の」に改め、「第六十八条の十四第十一項」を「及び第六十八条の十四第十一項」を「、第六十八条の十四第十一項、第六十八条の十五の二第六項及び第六十八条の十五の三第一項各号」に、「第六十八条の十五第一項各号」を「第六十八条の十五の三第一項各号」に、「第六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条の十五第一項の」に改め、同条第三項中「第六十八条の十四第十一項」を「、第六十八条の十四第十一項及び第六十八条の十五の二第六項」に、「第六十八条の十五第一項各号」を「第六十八条の十五の三第一項各号」に、「第六十八条の十五第一項の」を「第六十八条の十五の三第一項の」に改め、同条第四項中「第六十八条の十四第十一項」を「、第六十八条の十四第十一項、第六十八条の十五の二第六項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五第一項第一号」を「第六十八条の十五の三第一項第一号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に、「金額はない」を「金額は、ない」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、「計算する」の下に「ものとする」を加え、同項第二号中「第六十八条の十五第一項第四号」を「第六十八条の十五の三第一項第四号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に、「第六十八条の十五第一項第四号」を「第六十八条の十五の三第一項第四号」に改め、同号ロ(2)中「前条第四項第一号」を「第三十九条の四十五第四項第一号」に、「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「前条第四項第一号」を「第三十九条の四十五第四項第一号」に、「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第六十八条の十五第一項第五号」を「第六十八条の十五の三第一項第六号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。